

軽自動車税(種別割)の減免についてのお知らせ

例年、軽自動車税の減免申請について、窓口にて申請を行っていただくようご案内していたところですが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、今年度につき、郵送での申請をご案内することとなりました。窓口での申請も受付いたしますが、お一人ずつの対応となりますので、お時間を要します。ご了承ください。(予約制ではありません)

申請手順を確認していただき、記入もれや確認書類の添付もれのないようにご協力をお願いいたします。

◎次の基準に該当する場合は、申請することで軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。

- ① 障害者または戦傷病者が自ら運転する車両 [\(詳細\)](#)
- ② 障害者と生計を一にする(同一世帯)者が障害者のために運転する車両 [\(詳細\)](#)
- ③ 障害者のみで構成される世帯の障害者を、常時介護する者が運転する車両 [\(詳細\)](#)
※1人の身体障害者等に対し1台に限ります。
 また、県税の自動車税の減免を受けている方は、対象となりません。
- ④ 車イスや入浴車等移動車、専ら身体障害者が利用するための構造である車両 [\(詳細\)](#)
※構造がわかる書類(写真など)を提出

上の①～③については、下記ア～ウの障害者手帳等による級別区分に該当する方が対象となります。

ア、身体障害者手帳によるもの

障害の区分		該当する障害の程度	
		①障害者本人が運転する場合	②生計同一者 ③常時介護者
視覚障害		1級から4級(4級の1)までの各級	左に同じ
聴覚障害		2級及び3級	左に同じ
平衡機能障害		3級	左に同じ
音声機能障害		3級	-
上肢不自由		1級及び2級	左に同じ
下肢不自由		1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢	1級及び2級	左に同じ
	移動	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害		1級及び3級	左に同じ
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	左に同じ
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	左に同じ

イ、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳によるもの

障害の区分	該当する障害の程度
-------	-----------

障害の種類	本人運転の場合	生計同一者運転の場合
精神障害者	-	1級（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）
知的障害者	-	A1及びA2

ウ、戦傷病者手帳によるもの

障害の区分	該当する障害の程度	
	①障害者本人が運転する場合	②生計同一者 ③常時介護者
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	左に同じ
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症	左に同じ
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	左に同じ
音声機能障害	特別項症から第2項症までの各項症	-
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症	左に同じ
下肢不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各官省	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各官省	特別項症から第4項症までの各項症
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	左に同じ
肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	左に同じ

減免申請期限 令和2年6月1日（月）

※ 減免申請は毎年手続きが必要となりますので、ご注意ください。

※ 郵送で申請を行う場合は、②、③の個人番号の記入は不要とします。（今年度に限り）

〈申請に必要な書類〉

- ①身体障害者手帳（療育手帳・精神障害者手帳・戦傷病者手帳）
- ②身体障害者手帳対象の方のマイナンバー（個人番号） ※窓口申請の場合
- ③納税義務者のマイナンバー（個人番号） ※窓口申請の場合
- ④運転者の運転免許証
- ⑤自動車検査証
- ⑥申請者の印鑑（代理人申請の場合は代理人の印鑑も必要です。）
- ⑦軽自動車税納税通知書



お問い合わせ
 税務課 軽自動車税担当
 TEL：098-945-4477